

北海道告示第 10782 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 3 項の規定により、北斗加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 30 年 8 月 31 日

北海道知事 高橋 はるみ